

## 久留米市立学校タブレット端末等導入仕様書

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学習指導要領（平成29年3月告示）において、学習の基盤となる資質・能力として位置付けられている情報活用力を育成するとともに、英語力の育成、円滑なプログラミング学習の実施、教職員のICT活用に関する指導力向上を目的として、タブレット端末等を導入し、効果的に活用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 契約期間等

- ① 契約締結日（平成30年11月上旬頃）から平成32年11月30日まで。ただし、久留米市教育委員会と協議して決定した日（平成30年12月中を予定）までに、使用可能な状態で指定した学校に納入する。
- ② 翌年度以降において、この契約に係わる歳出予算額の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができることとする。

### 3 仕様

仕様の内容は、LTE通信による利用が可能なタブレット端末（ソフトウェア及びサービス等を含む。）及び付属品等（以下「タブレット端末等」という。）の賃貸借（タブレット端末等の利用に当たり必要となる保守、研修等を含む。）であり、主なものは、次の(1)から(7)に示すとおりである。

#### (1) タブレット端末等の調達

以下の仕様を満たすタブレット端末等の機器一式を180台調達すること。

項目	仕様
端末	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 最新OS搭載モデル又は容易に最新のバージョンにアップデート可能なOS搭載モデルとし、全ての端末でOSを統一すること。</li><li>(2) 本提案に含まれるソフトウェア及び本仕様書に示す機能を使用するうえで、支障がないCPU、メモリ及び内部ストレージを有すること。また、その根拠を示すこと。</li><li>(3) ディスプレイサイズは、9.7インチ以上であること。</li><li>(4) LTE通信が可能なセルラーモデルであること。</li><li>(5) バッテリー駆動時間は、1時間目の授業開始から6時間目の授業終了までの連続利用が可能である連続8時間以上の使用に耐えること。</li><li>(6) ケース及びバッテリーを装着した本体が1kg以下であること。</li><li>(7) 充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。</li><li>(8) カメラ及び動画撮影機能を有すること。</li><li>(9) OSやアプリケーションソフト等のアップデートについては、自動ではなく、教育委員会の定める管理者の指示で実施する仕様とすること。</li></ol>

項目	仕様
端末	(10) 久留米市が別途調達する以下のタブレット収納保管庫（充電機能付き）に、ケースを装着したまま充電しつつ収納できること。 規格：ガイアエデュケーション Cubic G CG2-42C-R
画面保護フィルム	(1) キズ防止効果があるもので、今回導入するタブレット端末に装着した状態で納入すること。
接続ケーブル	(1) 教員のタブレット端末（18台）には、デジタルテレビと接続できる3メートル以上のHDMIケーブル（タブレット端末によって変換するための製品が必要な場合は、当該製品を含む。）を各1本付属すること。
端末補償	(1) 契約期間内に発生したタブレット端末等の不具合、紛失、盗難に対して、学校活動に支障をきたさない補償内容を提案し、実施すること。
利用制限事項	(1) 管理者以外の利用者によるタブレット端末の設定変更及び初期化 (2) 管理者以外の利用者によるアプリケーションのインストール及び削除 (3) 児童生徒によるコンテンツ等の購入 (4) 有害なインターネットWEBサイトの閲覧 (5) SNS投稿等のサイトの利用 (6) 使用を許可されていない者のタブレット端末の利用
情報資産の共有、保存及び管理(授業支援サービスを含む。)	(1) 教職員や児童生徒等が作成したデータファイルを保存し、利用者ごとや特定の利用者間での共有ができるなど、運用を踏まえたクラウドサービス等の手段を提供すること。 (2) 本件で提案されるOSに対応できること。 (3) 共有領域に保存されたデータは、アクセスを許可されたアカウントを有する利用者以外には公開されないようなセキュリティを備えること。 (4) バックアップデータの保管など、本事業の継続性を担保するための対策を講じること。 (5) クラウドストレージに対しては、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。 (6) 契約期間満了後のクラウドストレージ内のデータについて、次期システムへ移行するために必要な場合は抽出し、教育委員会の指定する方法で提供すること。
端末本体のセキュリティ	(1) タブレット端末本体について、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。

項目	仕様
契約期間満了後の取扱い	<p>(1) 契約期間の満了後は、教育委員会の指示に従い、タブレット端末等を回収すること。</p> <p>(2) 回収したタブレット端末等及びクラウドストレージ内のデータは完全消去（次期システムの移行を目的として、教育委員会に提供するデータを除く。）し、復元不可能な状態にすること。ただし、タブレット端末等内のデータの完全消去が難しい場合は物理的破壊を行うこと。</p> <p>(3) (2)の作業完了後は、報告書又は証明書を発行すること。</p> <p>(4) (2)及び(3)は、故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とすること。</p>

## (2) 通信回線の提供

以下の仕様を満たす通信回線を180回線提供すること。

項目	仕様
機能	<p>(1) LTE／4G通信以上を提供すること。</p> <p>(2) タブレット端末を利用した授業等を恒常的に実施するために十分な通信速度及び通信量（1ヶ月当たり1台に対して3GB以上とする。）を確保すること。（通信量シェア等の補完策を用いることも可とする。）</p> <p>(3) 1月当たりの通信量が超過した場合でも、低速措置等で通信を確保すること。</p> <p>(4) インターネットを使用するために必要な機能を含めて提供すること。</p>
管理・運用	<p>(1) 教育委員会に対して、必要に応じて通信状況を通知すること。また、定期的の実績を報告すること。</p> <p>(2) 有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。</p> <p>(3) タブレット端末を利用する施設（建物及び敷地内をいう。）において、通信回線が利用不能又は不安定であることにより、タブレット端末の利用に支障が生じる場合に対して、講じることができる電波改善策を提案し、実施すること。</p> <p>(4) タブレット端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能があること。</p> <p>(5) 情報漏洩防止対策及び外部からの不正侵入対策など、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。</p>

### (3) モバイルデバイス管理（以下「MDM」という。）の提供

以下の仕様を満たすMDMを提供すること。

項目	仕様
管理・運用	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 管理画面は日本語で表示されること。</li><li>(2) 管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。</li><li>(3) 教育委員会事務局及び校舎内へのサーバー設置を必要としないクラウドサービスであり、クライアントインストールが不要であること。</li><li>(4) Internet Explorer 11 又は Chrome で動作が保障されていること。</li><li>(5) OSの開発元からアップデート版が配布された後、速やかに新しいバージョンのOSで動作確認実施済みのバージョンが配布されること。</li><li>(6) データ通信回線の利用中断及び再開、リモートワイプ、リモートロックについて、迅速に対応できる対策を提案し、実施すること。</li><li>(7) シリアル番号や端末固有番号、OSバージョン情報、インストール済みのアプリケーション（バージョン情報を含む。）、不正アプリのインストール、MDMプロファイルの削除又はMDM管理下からの逸脱、位置情報及び電池残量について、遠隔で確認できること。</li></ol>

### (4) 授業支援サービスの提供

以下の仕様を満たす授業支援サービスを提供すること。

項目	仕様
機能・内容	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 日本語で使用できること。</li><li>(2) 学校及び教育委員会におけるサーバー設置を必要としないクラウドサービスであること。</li><li>(3) 学習等における成果物をクラウドストレージ上に保存する機能を有すること。</li><li>(4) 今回調達する通信環境下で使用可能であること。</li><li>(5) 本件で提案されるOSに対応できること。</li><li>(6) 教職員と児童生徒間、児童生徒相互間で画面や教材等を共有・配信したり、質疑応答を行ったりする双方向の授業が可能な機能を提案し、実施すること。</li><li>(7) 授業を効果的で円滑に進めるための教職員による児童生徒のタブレット端末を制御する機能を提案し、実施すること。</li><li>(8) 児童生徒の学習段階に応じたドリル問題が提供され、児童生徒の回答及びそれに対する正答・誤答の判定ができる機能を提案し、実施すること。</li><li>(9) 児童生徒が効果的な学習を行うためのライセンスの確保について提案し、実施すること。</li></ol>

## (5) タブレット端末等の納入

以下の仕様を満たす初期設定等を実施して納入すること。

項目	仕様
事前準備	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教育委員会と協議して決定した日までに、導入先の学校等への納入・各種設定・事前の動作確認を行い、タブレット端末等が利用できる状態にすること。</li><li>(2) 教育委員会と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。</li><li>(3) 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。</li><li>(4) 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。</li></ol>
納入作業	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 納入作業は、教育委員会の承認を受けて行うこと。</li><li>(2) 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに原状復旧すること。</li><li>(3) 不要となる梱包材やごみは持ち帰ること。</li></ol>
設定等	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) タブレット端末の管理台帳を作成すること。</li><li>(2) タブレット端末1台毎に設定シート（MDMやフィルタリング等のシステム設定を含む。）を作成し、電子データと文書で納入すること。</li><li>(3) 納品物件の一覧表を作成し、タブレット端末等を納入する学校等に納入すること。</li><li>(4) タブレット端末1台毎にアプリケーションインストール用のIDを取得すること。</li><li>(5) OSを最新版にバージョンアップすること。</li><li>(6) 教育委員会が指定する機能のみを有効に設定し、教育委員会の指示に応じて、全てのタブレット端末又は「教員の端末のみ」「児童生徒の端末のみ」のように一部の端末に設定すること。</li><li>(7) タブレット端末名や管理番号のラベルをタブレット端末に貼り付けること。</li><li>(8) タブレット端末に、次のアプリケーションをインストールすること。<ol style="list-style-type: none"><li>① MDMで必要となるアプリケーション</li><li>② 授業支援サービスで必要となるアプリケーション</li><li>③ 本件で提案されるアプリケーション</li><li>④ インターネットを使用するために必要となるアプリケーション</li></ol></li><li>(9) MDMに管理台帳のデータを一括登録し、アクティベーション作業を実施すること。</li><li>(10) タブレット端末の画面のアイコンの内容や位置が変更できない設定であること。</li></ol>

項目	仕様
納入先・台数	<p>(1) タブレット端末等の納入は、以下の学校等であること。</p> <p>久留米市立篠山小学校  (住所) 〒830-0021 久留米市篠山町 270 番地 1  (台数) 計 46 台 児童用 40 台・教員用 6 台</p> <p>久留米市立田主丸小学校  (住所) 〒839-1233 久留米市田主丸町田主丸 318 番地  (台数) 計 46 台 児童用 40 台・教員用 6 台</p> <p>久留米市立高牟礼中学校  (住所) 〒839-0852 久留米市高良内町 3361 番地  (台数) 計 43 台 生徒用 40 台・教員用 3 台</p> <p>久留米市立三潴中学校  (住所) 〒830-0112 久留米市三潴町玉満 2705 番地  (台数) 計 43 台 生徒用 40 台・教員用 3 台</p> <p>久留米市教育部学校教育課  (住所) 久留米市城南町 15 番地 3  (台数) 計 2 台</p>
その他	<p>(1) 納入したタブレット端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。</p> <p>(2) タブレット端末の設定、セットアップ I D の取得及びリセット、基本操作、MDM、授業支援サービス、故障時や紛失時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。</p>

## (6) 研修等

以下の仕様を満たす研修等を実施すること。

項目	仕様
研修内容	<p>(1) 導入する学校の教職員が、タブレット端末等を的確に操作するための研修を提案し、実施すること。(実施に当たっての詳細は、教育委員会と協議のうえ決定する。)</p> <p>(2) 操作研修のほか、タブレット端末等の効果的な活用やアプリケーションを用いた効果的な学習等に関する研修及び情報提供・助言の方法等について提案し、実施すること。</p>

## (7) 保守

以下の仕様を満たす保守を行うこと。

項目	仕様
体制	(1) 故障、紛失及び盗難発生時への対応並びに保守・運用に関する技術的支援や助言を行う体制について提案し、実施すること。 (2) 学校や教育委員会からの問い合わせに迅速に対応し、学校活動に支障をきたさないような体制について提案し、実施すること。 (3) ハードウェア及びソフトウェアの保守窓口を統合すること。 (4) 対応に当たっては、学校及び教育委員会と連携すること。
保守内容	(1) 障害の有無にかかわらず、月毎の障害対応報告書を取りまとめ、翌月速やかに教育委員会へ提出すること。 (2) タブレット端末に、不具合、紛失及び盗難が生じた場合は、学校活動に支障をきたさないような対応をすること。また、紛失や盗難の場合は、直ちに端末及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。 (3) オンサイト保守（タブレット端末は、代替機持ち込み）が実施できること。なお、各学校等へのオンサイト対応は受注者が行うこと。

## (8) その他

上記(1)から(7)までに要する費用は、全て提案価額に含むこと。

## 4 法令の遵守

本導入の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）等の関連法令を遵守しなければならない。

## 5 基本事項

本導入は、次に掲げる基本事項のほか、久留米市が定める基準に従って行うものとする。

### (1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (2) 守秘義務

受注者は、本導入の実施に関して知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約が終了した後も同様とする。

### **(3) 文書の管理保存**

受注者は、本導入の実施に関して作成又は取得した文書、図書、写真及び電子媒体（以下「管理文書」という。）は、久留米市の文書管理に関する規定を参考に、適正に管理・保存しなければならない。

### **(4) 環境への配慮**

受注者は、本導入の実施に関して久留米市の環境方針を遵守しなければならない。

## **6 請求及び支払方法**

- (1) 契約額の支払いは、24回の均等支払いとし、平成31年1月1日以降、履行を確認した後に受注者からの適正な請求書を受理して行う。
- (2) 教育委員会は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 各回の支払額に円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終回の請求に加えて支払う。

## **7 その他**

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本導入において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。
- (3) 見積に当たり現地調査を行う場合は、事前に学校教育課へ連絡し、時間帯等を打合わせること。

## **8 問い合わせ先**

久留米市教育部学校教育課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

連絡先 (電話) 0942-30-9216 (FAX) 0942-30-9719

メールアドレス gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp

担当 大峰